

建築関連の技術基準原案作成等の取組みについて



建築研究部 基準認証システム研究室 室長 **安藤 恒次** 主任研究官 **井上 波彦**
 主任研究官 (博士(工学)) **岩田 善裕** 研究官 (博士(工学)) **壁谷澤 寿一** 研究官 **東條 旭**

(キーワード) 建築、技術基準

1. 経緯

建築基準法令等においては、建築物に係る安全確保のための技術基準が定められているが、これら建築関連の技術基準については、調査研究や技術開発の進展、災害の教訓等を踏まえ、適宜見直していく必要がある。

このため、国総研における研究や建築基準整備促進事業（国土交通省住宅局補助事業：国が建築基準の整備に関する調査課題を設定し、公募により選定された事業主体に調査費を補助する事業）の成果を踏まえた基準化を進める体制として、建築構造基準委員会（委員長 久保哲夫 東京大学名誉教授、平成23年度～）及び建築防火基準委員会（委員長 辻本誠 東京理科大学教授、平成24年度～）を国総研内に設置し、外部専門家の意見も踏まえながら技術基準原案を作成する体制を構築している。また、技術基準の高度化・合理化に向けて、関係団体と連携して「コンタクトポイント」を設置し、広く民間等からの基準の整備・見直しの提案に対応している。

2. 建築防火基準委員会

延べ面積が3,000㎡を超える木造建築物は、当該建築物の火災の際に周囲に著しい危険を及ぼすおそれ大きいことから、建築基準法第21条第2項の規定により、主要構造部を耐火構造とすることが義務付けられている。また、多数の者が利用する建築物、就寝用途の建築物等は、在館者の安全な避難・救助が確保できるよう、同第27条の規定により、階数又は面積に応じて耐火建築物又は準耐火建築物とすることが義務付けられており、3階建て学校は耐火建築物としなければならない。

建築防火基準委員会においては、平成23年度～

平成25年度に実施されてきた木造3階建て学校の実大火災実験の成果等を踏まえ、木造3階建て学校に係る当該規定等の見直しについて審議が行われている。（平成25年度は12月末までに5回開催）

3. コンタクトポイント

コンタクトポイントは、建築基準法令（単体規定）等に基づく技術基準の見直しや新たな基準の整備について民間事業者等からの提案を受け付ける窓口※であり、受理された提案については、（独）建築研究所の協力を得ながら、国総研において技術的な見地から検討を行うものである。平成25年度は新たに4件の提案を受け付けており（12月現在）、過年度に受け付けた提案と合わせて、検討を行っている。※（一財）建築行政情報センターのホームページ上に開設 http://www.icba.or.jp/cp/cp_top.html

4. 今後の予定

社会資本整備審議会の動向等も踏まえつつ、引き続き、調査研究や技術開発の進展等に応じた技術基準の見直しについて検討していく予定である。

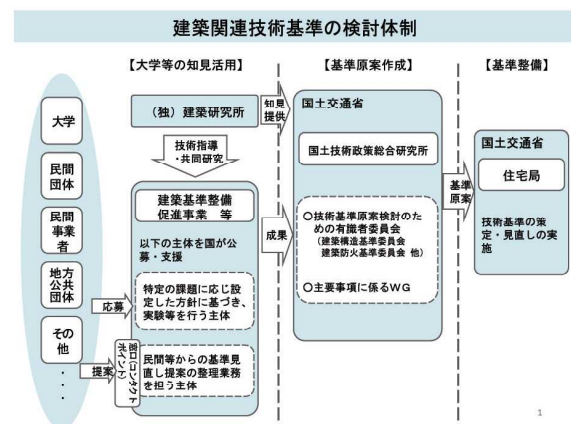


図 建築関連技術基準の検討体制